

「流水の正常な機能の維持」対策案に対する 意見聴取について

筑後川水系ダム群連携事業

平成27年10月26日

国土交通省 九州地方整備局

対策案（流水の正常な機能の維持）の意見聴取

■意見聴取先は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の関係河川使用者（対策案に関係する施設の管理者や関係者）や関係自治体を抽出しました。

※関係河川使用者等への意見聴取を踏まえて追加することがある。

【流水の正常な機能の維持対策案意見聴取先】

①流水の正常な機能の維持対策案に関係する主な河川使用者

九州農政局、福岡県、佐賀県、大分県、福岡市、朝倉市、鳥栖市、日田市、
両筑土地改良区、耳納山麓土地改良区、山神水道企業団、福岡県南広域水道企業団、
福岡地区水道企業団、佐賀東部水道企業団、九州電力(株)、(独)水資源機構

②流水の正常な機能の維持対策案に関係する自治体

福岡県、佐賀県、大分県、久留米市、筑紫野市、朝倉市、うきは市、鳥栖市、みやき町、日田市

③「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」構成員

福岡県、佐賀県、朝倉市

対策案（流水の正常な機能の維持）の意見聴取(意見聴取文案)

(案)

国九整河計第 号
平成27年 月 日

(意見聴取先) 殿

国土交通省
九州地方整備局長

筑後川水系ダム群連携事業の流水の正常な機能の維持対策案について
(意見聴取)

日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局において、複数の流水の正常な機能の維持対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④iv）流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した流水の正常な機能の維持対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成27年 月 日（ ）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。
なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/04-damugunrenkei/kensyo-damugunrenkei.html>

お問い合わせ先
国土交通省九州地方整備局 河川部 〇〇〇〇

(案)

筑後川水系ダム群連携事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先 (TEL)	
④ご意見	

※意見聴取の期間は、概ね1ヶ月程度を予定している。